

令和3年(ワ)第25239号 除名処分無効確認等請求事件

原告 池田利恵

被告 自由民主党 外2名

準備書面 (5)

令和4年2月21日

東京地方裁判所民事4部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

一 民意による本件処分の審判

- 1 原告は、本件処分によつて自民党を除名された後に行はれた初めての日野市議会議員選挙(令和4年2月13日告示、同月20日投開票)において当選を果たした。
- 2 前回の平成30年2月18日に執行された日野市議会議員選挙においては、原告は自民党推薦の無所属候補として、子宮頸がんワクチン禍の被害者に寄り添つて、その救済運動を続けてきた成果として、その得票数は1,908票であつた。
- 3 ところが、今回は原告の立場が大きく変はり、武漢ウイルスワクチンの危険性について警鐘を鳴らし、マスク着用の有用性に疑問を呈したことだけで自民党の反感を買ひ、原告が招聘された名古屋での講演において、マスク不着用の参加者にマスク着用を推奨しなかつたことなどを党則違反であると被告西野らがこじつけた藉口の理由で自民党から除名された結果、原告は、非自民党(反自民党)の無所属候補として選挙に臨んだのであつた。
- 4 前回の平成30年2月18日執行の選挙では、投票者総数63,071人、投票率41.64%で、原告の得票数は1,908票であつたが、今回の選挙では、投票者総数62,833人、投票率40.66%で微減したにもかかわらず、原告の投票数は前回の得票数を大きく超える2,278票であつた。
- 5 これは、原告のこれまでの子宮頸がんワクチン禍の救済活動の延長線上の活動として、今回のワクチンの危険性を訴へて活動してきた原告を応援する多くの市民が原告を支持した得票数であることに重みがある。
- 6 自民党は、今回の選挙では、あたかも国政選挙並みに、自民党所属の複数の女性国会議員を頻繁に送り込み、ありとあらゆる方法で原告を落選させるために露骨な妨害などを行ふ選挙戦を展開したが、原告は、そのやうな逆風の中でも、マスク不着用に藉口した恣意的な本件処分の違法性などを市民に訴へて選挙を闘つた結果、熱烈な市民の支持によつて当選したのであつて、これは、自民党の行つた本件処分が政治的にも不当であることを民意が明確に審判したことになるのである。

二 本件処分が判例に違反することについて

- 1 被告西野が、マスク不着用の三密状態となつてゐる集合写真を自己のフェイスブック https://www.nishino1.com/2022/2022_01.html#2022_0201Facebook に公然と掲載してゐる（甲 11）。
- 2 本件処分は、原告がマスク着用を集会の参加者に促さなかつたことなどを理由として除名までされたことと比較して、処分を行つた首謀者である被告西野は、マスク不着用の行為を平然と行つてこのことを誇示してゐるのであるが、自民党はこれを容認して除名処分などを一切しないことは、露骨なダブルスタンダード（二重規範、二重基準）であつて、法の下での平等に違反し、自民党の党則の運用が明らかに公序良俗に違反してゐるのである。
- 3 訴状でも指摘したとおり、最三小昭和 63 年 12 月 20 日判決では、「政党が黨員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であつても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。」と判示してゐる。
- 4 この判例は、部分社会論の破綻と立法事実の変化により、この通用性を喪失したものと評価されるが、仮に、本件においてこれが適用されるとしても、「当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決す」ることからすれば、まさに、本件処分は、前述のとおり、公序良俗及び条理に違反し、かつ、適正な手続によらずしてなされたものであるから、当然に司法審査の対象となり、違法なものであるとして取り消されるべきものである。